

特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	西東京市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	38	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	59	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		西東京市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第13の項 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律 第一条	西東京市就学援助費及び就学奨励費支給要綱 第一条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が（特別支援学校に就学する児童又は生徒）について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における（教育の普及奨励）を図ることを目的とする。	この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、（経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒（法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下「児童等」という。））若しくは就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。））に対して、西東京市教育委員会が就学援助費及び就学奨励費（以下「援助費等」という。）を支給することにより、（義務教育の円滑な実施）に資することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		西東京市就学援助費及び就学奨励費支給要綱 西東京市就学援助費及び就学奨励費の【認定】に関する事務処理要領
--------------	--	---

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項2号	西東京市就学援助費及び就学奨励費の【認定】に関する事務処理要領 第五条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	西東京市就学援助費及び就学奨励費の【認定】に関する事務処理要領 第五条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項2号イ	西東京市就学援助費及び就学奨励費の【認定】に関する事務処理要領 第五条2項(1)
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令61条 項2号ロ	西東京市就学援助費及び就学奨励費の【認定】に関する事務処理要領 第五条3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	西東京市立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒と保護者、西東京市に住民登録のある特別支援教室に通学している児童生徒及び保護者
------------	--

番号法第9条第2項の条例に規定した日	2024年12月17日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	